

国会議員の任期延長を可能とする憲法改正に反対し、大規模
災害に備えるための公職選挙法の改正を求める意見書

2023年（令和5年）5月11日

日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

- 1 当連合会は、国会議員の任期延長を可能とする憲法改正に反対する。
- 2 国は、公職選挙法の改正を速やかに行い、現行の選挙制度を、大規模災害が発生した場合であっても選挙を実施できる制度に改めるべきである。

第2 意見の理由

1 経緯

当連合会は、2017年2月17日に「日本国憲法に緊急事態条項（国家緊急権）を創設することに反対する意見書」（以下「緊急事態条項創設反対意見書」という。）を、2022年5月2日に「憲法改正による緊急事態条項の創設及び衆議院議員の任期延長に反対する会長声明」を公表した。その中で、緊急事態条項は、極度の権力集中による政府の権力濫用の危険性が高く、民主主義の根幹をなす人権が大幅に制限される可能性があり、一たび行使されると立憲主義が損なわれ回復が困難になるおそれがあることから、内閣に法律と同様の効力を持つ政令制定権を与えることに反対するとともに、衆議院議員の任期延長を認めるべきであるとの議論についても、内閣の権限濫用のおそれと国民主権の原理への弊害を理由に反対した。

また、2017年12月22日に「大規模災害に備えるために公職選挙法の改正を求める意見書」（以下「公職選挙法改正意見書」という。）を公表し、緊急時に選挙が実施できない問題への対処として、大規模災害が発生した場合であっても選挙を実施できるよう公職選挙法の改正を提案した。

しかし、その後も衆議院憲法審査会では、緊急事態条項の創設を求める議論が続き、緊急事態条項の一環として国会議員の任期延長を可能とする憲法改正を求める意見が自由民主党、日本維新の会、公明党、国民民主党、有志の会の5つの会派（以下「賛成5会派」という。）から具体的に示されている。

2 議員任期延長案の要旨

2022年12月1日の衆議院憲法審査会では、衆議院法制局より「緊急事

態」に関する論点～11月10・17日(一部4月7日等を含む)における各会派1巡目の発言(一部2巡目以降の発言を含む)を中心として～」が示され、議員任期延長及びこれに関する論点や、その他「緊急事態」全般に関する論点整理がされた。

その内容は、主として11月10日及び17日の衆議院憲法審査会における自由民主党、立憲民主党、日本維新の会、公明党、国民民主党、日本共産党、有志の会の1巡目の発言をまとめたものであり、主に、国会議員の任期延長を可能とする憲法改正をすべきとする、賛成5会派の案の異同を整理したものであった。

賛成5会派の各案については、幾つかの点で異なっているものの、概ね、国会機能の維持、特に行政監視機能の維持を念頭に、大規模自然災害事態、テロ・内乱事態、感染症のまん延事態又は国家有事・安全保障事態等が発生し、適正な選挙の実施が困難なときに、内閣が緊急事態宣言を発令し、国会の出席議員の3分の2以上が承認した場合には、国会議員の任期が70日～1年延長されるとともに(国政選挙も延期。衆議院解散後の場合は議員身分復活等。)、国会が即時召集ないし召集中の場合は閉会禁止となり、衆議院の解散禁止・内閣不信任決議案議決禁止の下で国会審議が行われることを可能とするような憲法改正を行うものであった(以下「現時点の議員任期延長案」という。)

しかし、現時点の議員任期延長案には、以下の問題があるため反対である。

3 議員任期延長案の問題点

(1) 現時点の議員任期延長案の内容に関する問題点

① 国民の選挙権又はその行使の制限

そもそも憲法は、前文及び第1条において、主権が国民に存することを宣言し、国民は正当に選挙された国会における代表者を通じて行動すると定めるとともに、第43条1項において、国会の両議院は全国民を代表する選挙された議員でこれを組織すると定め、第15条1項において、公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利であると定めて、国民に対し、主権者として、両議院の議員の選挙において投票をすることによって国の政治に参加することができる権利を保障している。そして、国民の選挙権又はその行使を制限することは原則として許されず、制限することがやむを得ないと認められる事由がなければならない(最判平成17年9月14日同旨(在外日本人選挙権剥奪違法確認等請求事件))。

国会議員の任期延長を可能とする憲法改正は、国民の選挙権又はその行

使を実質上制限するものであるから、慎重かつ抑制的である必要がある。後述のように、任期を延長しなくとも参議院の緊急集会などにより国会の機能は維持できるのであり、また、現行制度を活用するとともに選挙制度を改正することで国会議員の任期を延長しなくとも緊急事態に対応できる。現状、国会議員の任期延長を必要とする立法事実は認められず、国会議員の任期延長を可能とする憲法改正は、国民の選挙権又はその行使を実質上制限するものとして、許されないというべきである。

② 任期延長では解決できない問題

東日本大震災では、当時の大槌町長が亡くなり、震災後の立法措置により大槌町の町長選挙は2011年8月23日まで延期され、町長の職務代行者として副町長が、約半年間、町の運営にあたった。このような事態は、当時はやむを得なかったとしても、国民主権、住民自治に照らせば今後は避けられるべきである。

そして、将来、選挙の適正な実施を困難とするような緊急事態が発生した場合、残念ながら、国会議員の死亡も想定せざるを得ず、その可能性は被災地選出の国会議員にこそ発生しやすい。衆議院の小選挙区に繰り上げ当選はないため、現時点の議員任期延長案のとおり国政選挙が延期された場合には、被災地の国会議員が欠けたまま70日から1年の間を国会が開かれ続け得ることになり、被災地の声が国会に届かない、届きにくくなる（少なくとも、そのような印象を被災地に抱かせかねない）事態が想定される。

③ 任期延長による問題点

憲法は、第45条及び第46条で衆議院議員の任期を4年、参議院議員の任期を6年と定めている。任期延長という方法は、4年ないし6年以上前に選挙で選出された国会議員に、大規模自然災害事態、テロ・内乱事態、感染症のまん延事態又は国家有事・安全保障事態等の極めて重要な判断を委ねるものであり、その延長の期間について、現時点の議員任期延長案は70日～1年の間としている。

すなわち、仮に、国政選挙の時期に南海トラフ地震や首都直下地震が発生し、適正な選挙の実施が困難な状況が発生した場合、南海トラフ地震や首都直下地震の復旧復興政策という、今後の日本の未来を決定付けるといっても過言ではない重大な判断を、4年ないし6年以上前に選挙で選出された国会議員に委ねるといえるものである。

憲法は、前文で「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し」「そもそも国政は国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使」する等と定め、国民の意思により国会が運営されることの重要性を説いている。

今後の日本の未来を決定付けるといっても過言ではない重要な判断を、4年ないし6年以上前に選挙で選出された国会議員に委ねるという方法は、国民の意思の反映の点では決して望ましい事態ではなく、極力回避されるべきである。しかし、現時点の議員任期延長案に至るまでの議論において、この点が十分に意識され、慎重な議論が交わされたとは言い難い。

④ 認定主体が内閣であることの問題点

現時点の議員任期延長案は、適正な選挙の実施が困難な場合であることの認定を内閣に委ね、内閣の認定と国会承認（3分の2以上）により議員の任期が延長されると、国会が即時召集され行政監視機能が発揮される枠組みになっている。

しかしながら、認定を内閣に委ねるということは、内閣が国会の召集を希望するときのみ国会議員の任期を延長するという濫用的な運用を可能とするものである。すなわち、行政監視どころか、内閣が国会の召集を望まないときには適正な選挙の実施が困難な場合であると認定せず（すなわち、任期を延長せず）、逆に内閣が内閣にとって都合の良い会派構成の国会のときは適正な選挙の実施困難と認定して任期の定めにかかわらず国会を維持し続けるなど、内閣にとって都合の良い時期に選挙を実施するために悪用される可能性が高い枠組みとなっている。このような制度では、行政監視機能の担保とはなり得ない。実際に、後述のとおり憲法第53条後段に基づく召集要求がなされた中で数か月間国会が召集されなかった問題が多数回発生している状況などからすれば、内閣により上記のような運用がなされるという懸念は、決して杞憂とは言えない。

⑤ 出席議員3分の2以上では不十分

議員の任期は、日本を民主主義国家とし、国民の厳粛な信託やその権威を基礎付けるものであるから（前文）、その任期の延長は極めて例外的な場合以外は認められるべきではない。仮に延長するとしても、その延長期間が必要最小限度のものでなければならず、その手続は、慎重に、客観性が担保される形で行われなければならない。

そして、国会議員の任期が延長された場合、国会議員個人は国会議員で

あり続け、これに基づく歳費等を受け取る立場にあり、その判断は利己的となるおそれがあるから、国会議員の判断に何らかの制限を設ける必要がある。

なお、日本は議院内閣制をとっており、通常、国会の多数と内閣総理大臣は同一の政党に属するなど、その政治的立場を共通にしているから、国会の承認に加えて内閣の決定等を必要としたとしても、利己的となるおそれを払拭することはできない。特に、前述のとおり、国会議員の任期を延長した場合、その時点の会派構成を継続させ、内閣総理大臣も引き続き就任する結果を生じさせるため、権力維持目的で濫用されるおそれがある。例えば、世論調査等により、選挙を予定通り実施したのでは政権交代が起きると予期されるときに、ときの内閣や与党により権力維持目的で濫用されることが容易に想定される。

以上のように、その手続のうち、国会承認の点に絞って見ても、例えば主要な野党も賛成するような場合にのみ、議員任期が延長されるような枠組みに限定するなど慎重な手続を検討することが必要である。

実際、1941年に衆議院議員の任期が、任期満了前に立法措置により1年間延期されたことがある。その理由は、「今日のような緊迫した内外情勢下に、短期間でも国民を選挙に没頭させることは、国政について不必要にとにかく議論を誘発し、不必要な摩擦競争を生じせしめて、内外外交上はなほだ面白くない結果を招くおそれがあるのみならず、挙国一致防衛国家体制の整備を邁進しようとする決意について、疑いを起こさしめぬとも限らぬので、議会の任期を延長して、今後ほぼ1年間は選挙を行わぬこととした」というものであった（法学協会「第七六帝國議會・新法律の解説」1941年有斐閣）。そして、1年後には戦時下において任期満了に伴う総選挙（翼賛選挙）が施行された。それは、「議会の刷新を期し、政治力の結集を図ることがむしろ戦争遂行のため緊要であると考え、戦争の真っ最中であえて総選挙を断行した」のである（「議会制度百年史・帝国議会史・下巻」636頁）。

このように、衆議院議員の任期延長が、戦争遂行の国内体制整備のために実際に行われたという事実を鑑みても、現時点の議員任期延長案が求める内閣の認定と国会承認（3分の2以上）により議員任期が延長される枠組みでは、行政監視とは真逆の内閣にとって都合の良い会派構成の国会を維持し、あるいは、内閣にとって都合の良い時期に選挙を実施するために

悪用される可能性が否定できず、このような制度は国民主権の原理に照らして問題があると言わざるを得ない。

また、憲法第53条後段は、「いずれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない」と定め、総議員の4分の1をもって少数派による国会の召集要求権を担保していることと対比しても、議員任期延長に関する国会の承認については、現時点の議員任期延長案が示している出席議員の3分の2以上の承認という方法は十分とは言い難い。

なお、これらの点を踏まえ、賛成5会派からは裁判所の関与も提案されているが、裁判所には、国会議員の任期延長が国会で審議されたような事態において、職権で適正な選挙の実施が困難な状況にあるか否かを迅速に調査する能力や、これを適正に判断することが可能であるかについては疑問があると言わざるを得ない。

⑥ 延長期間が長期に過ぎる

2016年4月14日及び16日に、連続して震度7の揺れが熊本県益城町を襲う平成28年熊本地震が発生し、3か月間に、震度6強が2回、震度6弱が3回、震度5強が5回、震度5弱が11回など、震度1以上の余震が合計3800回以上に及んだ。

それにもかかわらず、3か月後の7月10日に第24回参議院議員通常選挙が実施された。関係者の努力あってのものであったとしても、震度7の地震が2回、そして上記の余震が記録された中、3か月後に選挙が実施された事実は重要である。しかし、この点について一連の憲法審査会で触れられたことはない。

賛成5会派の中でも、議員任期を延長する上限期間については、70日間とした上で再延長可能とするものから、半年、1年等を上限とするものなど様々であるが、その根拠は曖昧であり、例えば、一連の憲法審査会の中で、南海トラフ地震や首都直下地震の被害想定に基づき真に延期に必要な期間が精査されたこともない。

そして、現時点の被害想定によれば、例えば、南海トラフ地震では発生4日後に電力と携帯電話通信網のほとんどが回復するとし、首都直下地震では発災1日後ないし3日後には、同様にほとんどが回復となっている。

よって、現時点の議員任期延長案は延長期間が長すぎると言わざるを得

ない。

⑦ 内閣不信任決議案の議決の禁止

議員任期が延長され、国会が召集されたとしても、内閣が審議を拒み、質問に答えず、説明しないなど応答性が確保されないのであれば、行政監視は機能しない。国会による行政監視機能が維持されるためには、国会議員が存在し、国会が召集され、内閣が国会の質問に応答するという応答性の確保が必要不可欠である。

現時点の議員任期延長案は、選挙の適正な実施を困難とするような緊急事態と国政選挙の時期が重なった場合の極めて稀なケースにおける、国会議員の存在と国会の召集の点のみを手当てするものに過ぎないところ（なお、戦後、そのような極めて稀なケースは一度も発生していない。）、緊急時か通常時かにかかわらず、そもそも応答性を確保する方策についての議論が欠けている。それどころか、現時点の議員任期延長案は、議員任期延長後の国会において、内閣不信任決議案の議決を禁止としている。しかし、内閣不信任決議案の議決は、国会に内閣を総辞職させる権限を付与し、国会における内閣の応答性確保の根幹を担う制度であるから、内閣不信任決議案の議決禁止の下で、どのようにして内閣の応答性を確保するのかという議論が不可欠である。

そもそも、通常時においても、行政監視のための国会召集を担保している憲法第53条後段に基づく臨時国会召集要求がなされたにもかかわらず、数か月間、国会が召集されないという事態が2017年、2020年、2021年、2022年と多数回発生しており、また、国会の質問に対する内閣の応答性確保については、様々な場面で問題が指摘され続けている。こうした状況が放置され、内閣の応答性を確保する具体的な方策を設けないうまま、内閣不信任決議案の議決を禁止したのでは、国会で質問等がされたとしても内閣が満足に応答等をしないがために、法令適用の適正化が図れないという事態が発生するおそれ大きい。

例えば、内閣不信任決議案の議決以外の応答性確保の方策として、諸外国では、総議員の4分の1の要求で国政調査権の発動を可能（ドイツ基本法第44条）とする制度など様々な例があるのであるから、これらの導入を検討することで、極めて稀なケースだけでなく、通常時における内閣の応答性を確保し向上させることこそ、国会による行政監視機能の点で重要である。

(2) 行政監視機能の維持を改正理由とすることの不合理性

現時点の議員任期延長案は、特に行政監視機能の維持を重要な改正理由として議論がなされている。日本は民主主義国家であり、国会議員は全国民の代表である以上、国会による行政監視機能の維持が重要であることは論を俟たず、緊急時であっても行政監視機能を維持する必要がある。したがって、選挙の適正な実施を困難とするような緊急事態と国政選挙のタイミングが重なった場合であっても、国会による行政監視機能の維持は重要である。

しかしながら、前述のとおり、現時点の議員任期延長案は、適正な選挙の実施が困難な場合であることの認定を内閣に委ね、内閣が国会の召集を望まないときには、国会議員の任期を延長しないことが可能な枠組みであり、さらに任期が延長されたとしても内閣不信任決議案の議決が禁止されるなど、行政監視機能の維持という観点から極めて問題のあるものである。

しかも、戦後、選挙の適正な実施を困難とするような緊急事態と、国政選挙のタイミングが重なることは一度も起きておらず、地方選挙においても、延期のための立法措置がとられたのは、阪神淡路大震災と東日本大震災発生後の2回だけであり、その範囲も全国一律ではなく一定の地域に限定した対応であった。現時点の議員任期延長案は、このように極めて稀なケースについて議論されているものである。

そして、憲法は、第7条において、国会の召集を内閣の助言と承認による天皇の国事行為とし、実質的に国会召集権を内閣に専属させた上で、第53条後段で「いずれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない」と定めている。国権の最高機関である国会が召集を必要だと判断したときは、議院の総議員の4分の1以上の要求により国会が召集されるという内閣の裁量に委ねない形での国会召集手続を定め、国会による行政監視機能を担保しているのである（なお、参議院の緊急集会は、その召集が内閣の裁量に属しているため行政監視機能は担保されない）。

しかし、前記のとおり憲法第53条後段の要件を満たす臨時国会の召集要求に対して数か月間国会が召集されない事態が多数回発生しているのみならず、国会における審議が十分になされず行政監視機能が発揮されていない例は数多く存在する。喫緊の課題として検討すべきは国会の行政監視機能の向上に向けた実質的に意味ある改善方策の検討であり、通常時においてすら行政監視機能が十分に果たされていない現状を放置して、行政監視機能の名のも

とに憲法改正を議論することは、本末転倒であると言わざるを得ない。

4 震災の教訓を活かした選挙制度の改正

(1) 災害に強い選挙制度の必要性と公職選挙法改正による対応

① 大規模災害に備えた選挙制度の必要性

日本が災害大国であることを踏まえれば、緊急事態の中でも、大規模災害に備えることの必要性が特に高い。国民の選挙権の重要性からすれば、大規模災害であっても可及的速やかに選挙を実施することができる選挙制度をあらかじめ構築しておくことは必要不可欠なことである。

また、大規模災害後の選挙の実施は、例えば、南海トラフ地震や首都直下地震が発生した際に、大規模災害からの復旧政策という、今後の日本の未来を決定付けるといっても過言ではない重大な判断について、選挙を通じて直接国民に問うという意味を持ち、国民主権の観点からも重要である。

さらに、大規模災害後の選挙の実施が問題となるのは、国政選挙だけでなく、地方選挙についても同様である。日本には1700以上の市町村があり、各地で首長と議員の選挙が行われ、その任期はいずれも4年であるから、全国的に選挙は頻繁に行われている。日本は災害大国であり、多くの地域でマグニチュード7以上の地震の発生が想定されている。そして実際に、1995年1月17日に発生した阪神淡路大震災及び2011年3月11日に発生した東日本大震災では、いずれも4月に予定されていた統一地方選挙が国会による立法措置によって延期され、該当する首長や議員の任期も延期されている。そのため、国政選挙だけでなく、地方選挙も含めて、災害に強い選挙制度の実現を検討すべきである。

② 公職選挙法の改正等

災害に強い選挙制度の実現は、以下で述べるように、被災者が避難先から投票できる制度を備えるとともに、やむを得ない場合に選挙自体を延期する制度を設ける公職選挙法の改正等により十分対応が可能であり、このような制度を設ければ、国会議員の任期延長を可能とする必要はない。

現在の選挙制度では災害発生時であっても、投票日には、投票所を確保するとともに、投票管理者及び従事者や投票立会人を一定数確保する必要がある。また、投票所への移動手段の確保も必要不可欠である。その他にも、選挙のために必要な投票箱や投票用紙等の運搬、投票後の開票作業等、様々な作業が必要となる。大規模災害が発生した場合、これら一連の対応の多くが困難となる可能性があり、現行の選挙制度では十分に対応できな

い。

そこで、被災者の避難の範囲が広域に及び、通常の投票方法では被災者の投票を確保することが難しいような大規模災害においては、被災地の選管の判断によって、被災者が避難先から投票できるようにする制度等設ける必要がある。

その具体的方法については、「公職選挙法改正意見書」で指摘した通りであり、①平時において、選挙管理委員会に対し、選挙人名簿のバックアップを取ることを義務付け、②大規模災害が発生した場合には、避難者が避難先の市町村の選挙管理委員会に出向いて投票を行うことができる制度を設け、③郵便投票制度の要件を緩和することにより、被災者が避難先から郵便により投票できる制度を備え、それでもなお、対応できない事態に備えて、④新たに選挙自体を延期する制度を設けるべきである。これらの備えをすることにより、国会議員の任期を延長せずとも対応できる制度と体制を構築することこそまず優先されるべきである。

すなわち、①大規模災害が発生した場合、自治体の庁舎が被災し、選挙人名簿が滅失等するおそれがあることから、平時における備えとして、全国の選挙管理委員会に対し、選挙人名簿のバックアップを取ることを法的に義務づけることで、選挙人名簿の滅失等を防ぐことが必要となる。その上で、②災害の影響で遠隔地に避難した被災者の投票環境確保の方法として、現在も運用されている指定港における船員の不在者投票制度に類似した制度を設け、遠方等に避難した場合であっても、わざわざ被災地に足を運ばずとも避難先の最寄りの市町村役場で投票できる制度とすることや、③要介護者等に限定されている郵便投票制度の要件を緩和して大規模災害時の被災者にも適用できるものとするにより、指定された投票所に足を運ばなくても投票できる選挙制度とすることが必要である。

このような選挙制度に改めておくことにより、多くの災害では選挙の延期の必要がなくなるとともに、災害が投票日前日等に発生した場合であっても、多くの場合は現行の繰延投票により、投票日を繰り延べるだけで対応が可能となるのである。

さらに、大規模災害が投票日直前等に発生し、災害の規模や被災状況が特に深刻であるなど繰延投票をもってしても対応が困難となるような事態については、繰延投票制度に加え、④公職選挙法上に都道府県の選挙管理委員会の判断により、選挙の公示、立候補の届出、選挙運動期間等を改

めて定めて一定期間選挙自体を延期できる制度を創設することで対応が可能である。

この公職選挙法の改正による選挙の延期は、議員の任期延長を意味しない。国会においては、衆議院が不在になっても、内閣総理大臣はなお内閣総理大臣のままであり、災害対策基本法・大規模地震対策特別措置法などにより内閣は災害対応に取り組むことができる。仮に法改正や予算措置を必要とする緊急の案件が生じた場合であっても、現行憲法は、衆議院が解散されたときには参議院の緊急集会における臨時の措置を予定している。参議院の緊急集会は、正に衆議院の不在状況における国会の機能を維持し民主的統制を維持するために設けられたものであり、参議院に期待される重要な役割の一つである。憲法が参議院の緊急集会という制度を設けた趣旨を軽視して、安易に国会議員の任期延長を可能とする憲法改正を行うべきではない。

また、都道府県知事や市町村長も、災害対策基本法・災害救助法などに基づき様々な命令を出すことにより緊急事態に対応できる。

このように、万が一選挙を延期する必要がある場合も、議員の任期まで延長する必要性は認め得ないのである。

(2) 臨時の立法措置による延期という方法の限界

上記の通り、1995年1月17日に阪神淡路大震災が発生した。4月に統一地方選挙が予定されていたところ、国会は3月8日に立法措置をとり、予定されていた統一地方選挙を延期し、該当する首長や議員の任期を延長した。2011年3月11日に東日本大震災が発生した際も、3月18日に、4月に予定されていた統一地方選挙を延期する同様の措置がとられた。

しかし、このような臨時の立法措置がとれるのは、地震の発生と選挙の実施日の間に、立法措置がとれるだけの一定の期間がある場合だけである。選挙の告示直前、あるいは投開票日の直前に大規模災害が発生した場合には、緊急の立法措置をとる方法で解決はできないのであるから、より根本的な対策の検討が必要不可欠である。

なお、東日本大震災における延期の立法措置については、阪神淡路大震災後に、同震災の教訓を活かした抜本的な対策がとられていたならば回避できた可能性もある。したがって、東日本大震災の教訓を活かして、直ちに根本的な対策をとる必要性は極めて高い。

(3) 小括

災害に強い選挙制度にする方法は当連合会が提案した方法以外にも様々あると考えられるところ、選挙権が極めて重要であり、その行使を制限することが原則として許されず、やむを得ないと認められる事由がなければならぬと解されており、日本が災害大国である以上、様々な知見を用いて災害に強い選挙制度に改めるとともに、これを不断の努力で見直し続けることは国会の重要な責務である。

そして、選挙制度を災害に強いものに改めた場合、災害以外の緊急事態等が発生した場合であっても、多くの場合は予定どおり選挙が実施できるようになり、投票日近くに緊急事態等が発生した場合であっても、繰延投票制度や、新たに創設する法律上の選挙延期制度等の対応により、相当短い期間の延期で対応可能となる。

現在の選挙制度を所与の前提とした上で、議員の任期延長の議論だけがなされている現在の状況は、阪神淡路大震災や東日本大震災の教訓を活かすという点で不十分と言わざるを得ない。

5 結語

以上のとおり、国会議員の任期延長は、国民の選挙権又はその行使を制限するものであり、国民の意思の反映という点で望ましくない上に、死亡による欠員という問題も解決できない。さらに、現在議論されている議員任期延長案は、その内容において、認定主体が内閣となっているので行政監視の担保となり得ず、国会承認が出席議員の3分の2となっていることと相まって多数派による権力維持に利用される恐れを排除できていない上に、延長期間が長すぎるなど多数の問題点がある。また、議員任期延長の目的として国会による行政監視機能の維持を掲げながら、近年、多数回発生している憲法第53条後段に基づく召集要求がなされた中、数か月間国会が召集されなかった問題への対処や、内閣の応答性確保のための方策は全く検討しないままに戦後一度も発生していない極めて稀なケースの手当てのみを議論することは余りにも不合理である。

以上により、当連合会は、国会議員の任期延長を可能とする憲法改正に反対するものである。審査会においては、まずは平時における行政監視機能に関して生じている憲法第53条後段等に関する議論や手当てを先行させ、その上で、緊急時にも機能する内容となっているかを検討するという健全な議論を期待したい。

また、大規模災害等においては議員の死亡も想定せざるを得ず、衆議院議員の小選挙区や首長選挙では繰り上げ当選がないため、どのような状況であって

も可及的速やかに選挙を実施できる選挙制度にあらかじめ構築しておくことは重要であり、日本が災害大国であることを踏まえればその必要性は極めて高い。このような議論がないまま、漫然と議員任期延長を可能とする憲法改正のみが議論されている現在の状況は、震災の教訓を活かすという意味でも問題があると言わざるを得ない。

南海トラフ地震や首都直下地震の発生が懸念され、いつ発生してもおかしくない状況にある今、次の大規模災害に備えるため、阪神淡路大震災と東日本大震災の教訓を活かして、「公職選挙法改正意見書」で示したように、同法の改正を速やかに行い、大規模災害が発生した場合であっても選挙を実施できる選挙制度に改めるべきである。

以上